

## 焼津市議会後援名義使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各種の団体等が実施する事業で、その内容が本市議会活動の推進又は啓蒙に寄与するなどの効果が認められるものに対する焼津市議会の後援名義(以下「後援名義」という。)の使用に関し、承認申請の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「団体等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる法人
- (4) 新聞社、学術研究機関等で特に公益性が高いもの
- (5) 規約、会則等の定めがあり、その存在が明確な団体で、政治団体又は宗教団体でないもの
- (6) 個人で特に公益性の高い活動を継続的に行っているもの
- (7) その他議長が認めたもの

(承認の申請)

第3条 後援名義を使用しようとする団体等は、焼津市議会後援名義使用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、議長に申請し、議長の承認を受けなければならない。

- (1) 規約、会則等団体の存在を明らかにする書類(前条第5号に掲げる団体に限る。)
- (2) 事業目的及び事業内容を明らかにする書類
- (3) 収支予算書(入場料、参加料等を徴する事業に限る。)

(承認の決定)

第4条 議長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用を適当と認めたものについては焼津市議会後援名義使用承認通知書(様式第2号)により、使用を不適当と認めたものについては焼津市議会後援名義使用不承認通知書(様式第3号)により、当該申請をした団体等に通知するものとする。

2 議長は、前項の規定による後援名義の使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(不承認の基準)

第5条 議長は、申請に係る事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 他の者に不利益が生じるおそれのある事業
- (3) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当する事業
- (4) その他承認することが不適当と議長が判断した事業

(承認の取消し)

第6条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 事業の目的、内容等が事実と相違するとき。

(2) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前条各号の規定に該当することとなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 議長は、前項の規定により後援名義の使用の承認を取り消す場合は、焼津市議会後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業報告）

第7条 議長は、必要があると認めるときは、後援名義の使用の承認を受けた団体等から事業の実施について、焼津市議会後援名義使用事業実施報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。